

この度は、弊社の義肢装具をご使用していただきありがとうございます。

さて、労災保険制度では、業務中または通勤中に負傷した方や疾病にかかった方のうち、身体に機能的な障害が残った方を対象に**社会復帰及び日常生活動作支援を目的**として、義肢装具の購入費用または修理費用を支給しています。

労災による疾病が治癒し、治療が打ち切り（**症状固定**）となった後に、義肢装具の新調・修理（パーツ交換）などを継続的に下記の方法にて行うことが出来ます。

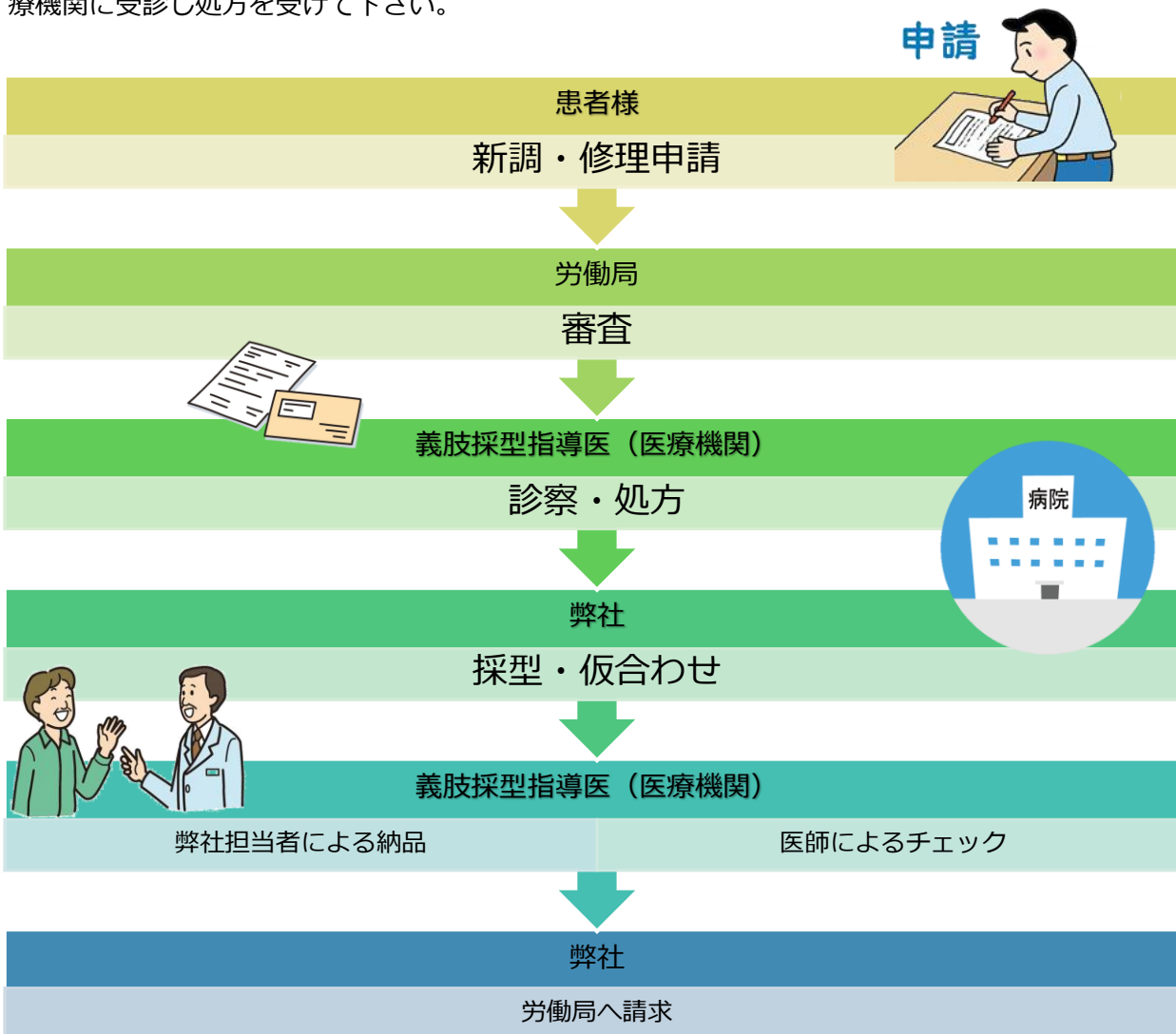
症状固定前（治療中）に処方される義肢装具は治療用といい療養費払いによって購入し後日労働局へ還付申請して頂きましたが、症状固定後は更生用義肢装具となり、弊社より労働局へ直接請求が可能となります。

初めての申請の場合は労働基準監督署への申請後指定の医療機関にて受診・処方を受け製作開始となります。納品は医療機関にて行い医師のチェックがあります。

以後の修理などは申請のみで可能となります。

① 更生用義肢装具を始めて製作する場合。

まず、義肢等補装具購入・修理費用支給申請書に必要事項を記入後に提出します。労働基準監督署より封書にて義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書一式をもって労働局指定の医療機関に受診し処方を受けて下さい。



① 更生用義肢装具を修理申請する場合。

まず、義肢等補装具購入・修理費用支給申請書に必要な事項を記入後に提出します。労働局より封書にて義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書一式が届きましたら弊社までご連絡下さい。



患者様

新調・修理希望

労働局

審査

弊社

採型・納品

弊社

労働局へ請求

各労働基準監督署の案内

労働局	所在地	電話
姫路	〒670-0947 姫路市北条1-83	079-224-1481
相生	〒678-0031 相生市旭1丁目3-18	0791-22-1020
尼崎	〒660-0892 尼崎市東難波町4-18-36	06-6481-1541
伊丹	〒664-0881 伊丹市昆陽1-1-6	072-772-6224
西宮	〒662-0942 西宮市浜町7-35	0798-26-3773
神戸東	〒650-0024 神戸市中央区海岸通29	078-332-5353
神戸西	〒652-0802 神戸市中央区水木通10-1-5	078-576-1831
加古川	〒675-0017 加古川市野口町良野1737	079-422-5001
西脇	〒677-0015 西脇市西脇885-30	0795-22-3366
但馬	〒668-0031 豊岡市大手町9-15	0796-22-5145
淡路	〒656-0041 洲本市桑間280-2	0799-22-259

労災保険での

義肢装具の作り方



株式会社 福本義肢製作所

〒678-0004
兵庫県相生市池之内488番2
TEL (0791) 23-2155
FAX (0791) 23-6228
URL : <http://www.fukumotogishi.com/>
E-mail : fugishi@skyblue.ocn.ne.jp

※採型後、約1~2週間で納品となります。仮合わせを行う場合はさらに1~2週間納品は延期されます。